○国土交通省令第七十号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びにマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第五条の十五第一項及び第二項（これらの規定を同法第五条の十八第二項において準用する場合を含む。）並びに第三項第五号、第五条の十六第一号及び第三号、第五条の十七（同法第五条の十八第二項及び第五条の十九第二項において準用する場合を含む。）、第五条の十九第一項、第五条の二十第一項、第五条の二十一第一項、第五条の二十四第一項第三号並びに第三十条第二項の規定に基づき、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

国土交通大臣　金子　恭之

マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成十三年国土交通省令第百十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章・第一章の二　（略）	第一章・第一章の二　（略）
第一章の三　管理計画の認定等（第一条の八―第一条の二十六）	第一章の三　管理計画の認定等（第一条の八―第一条の二十四）
第一章の四　マンション管理士	第一章の四　マンション管理士（第一条の二十五―第四十九条）
第一節　マンション管理士試験（第一条の二十七―第二十四条）	第一節　マンション管理士試験（第一条の二十五―第二十四条）
第二節・第三節　（略）	第二節・第三節　（略）
第二章　マンション管理業	第二章　マンション管理業（第五十条―第九十三条）
第一節～第五節　（略）	第一節～第五節　（略）
第三章～第五章　（略）	第三章～第五章　（略）
附則	附則
（マンション管理適正化支援法人として登録を受けることができる法人）	（マンション管理適正化支援法人として登録を受けることができる法人）
第一条の二　法第五条の四第一項の国土交通省令で定める法人は、マンションの管理の適正化の推進を図る活動を行うことを目的とする会社とする。	**第一条の二**　法第五条の三第一項の国土交通省令で定める法人は、マンションの管理の適正化の推進を図る活動を行うことを目的とする会社とする。
（登録の申請）	（登録の申請）
第一条の三　法第五条の四第一項の規定による登録（第三項及び第一条の七において「登録」という。）を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。	**第一条の三**　法第五条の三第一項の規定による登録（第三項及び第一条の七において「登録」という。）を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事等に提出しなければならない。
一・二　（略）	一・二　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　法第五条の五各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面	四　法第五条の四各号に掲げる事業の実施に関する基本的な計画を記載した書面
五　法第五条の五各号に掲げる事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面	五　法第五条の四各号に掲げる事業を適正かつ確実に実施できることを証する書面
六～八　（略）	六～八　（略）
3　（略）	3　（略）
（個人に関する情報の取扱い）	（個人に関する情報の取扱い）
第一条の四　法第五条の四第一項第二号の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。	**第一条の四**　法第五条の三第一項第二号の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。
一・二　（略）	一・二　（略）